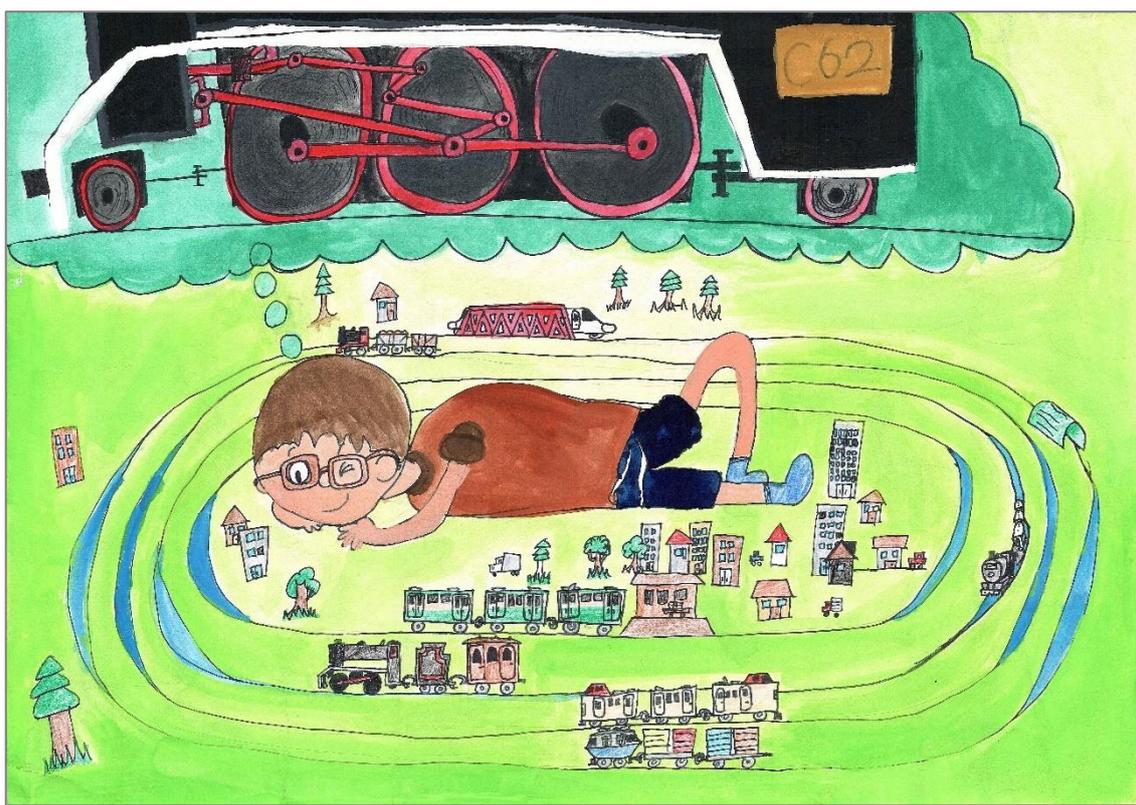


第 3 章

施策の展開



第2章で示した施策の体系について、それぞれの施策区分、施策の概要を説明します。
 なお、ここに挙げる施策に係る具体的な取組（事業）は、本計画の別冊1「施策の体系における具体的な取組」にまとめています。

基本目標1

こども・若者の権利を守り、すこやかな成長を支える

【特に関連するSDGsの目標】



施策区分1 こども・若者が権利の主体であることの周知・啓発

概要

こども基本法やこどもの権利条約が示しているように、すべてのこども・若者は生まれながらに権利の主体であり、多様な人格を持った自立した個人として、自分に関することを選択し、決定し、実現していく権利を持っています。

すべてのこども・若者が希望を持ってすこやかに育つことができるよう、こども・若者自身や周りのおとなに対する周知・啓発等を推進します。

関連する計画

- ・ 姫路市教育振興基本計画
- ・ 姫路市人権教育及び啓発実施計画

施策の内容

| 施策 | | 内容 |
|----|---------------------------|---|
| 1 | こども・若者の権利に関する周知・啓発や教育 | こども・若者自身が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、本計画や、その基となるこども基本法、こどもの権利条約の内容等、こどもの権利について、パンフレットの作成・配布等による周知・啓発及び教育を推進します。 |
| 2 | こども・若者の周りのおとなに対する情報提供や研修等 | 保護者や保育士、教職員等、こども・若者の周りのおとなが、こども・若者の権利やその尊重の必要性を理解し、実践できるよう、様々な機会・媒体を活用して周知・啓発を推進します。 教職員に対して人権等に関する研修を継続的に実施する等、学校におけるこども・若者の権利侵害の未然防止に努めるとともに、人権教育の充実を図ります。 |

施策区分2 教育・保育の充実とすこやかな育ちの支援

概要

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期と、それぞれの成長段階における様々な学び、遊び、体験を通じて成長し、若者になり、そしておとなになっていきます。こども・若者を取り巻く環境が劇的な変化を続けている中、それぞれのライフステージで様々な成長するこども・若者を、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等において、関係機関や地域との連携のもと、切れ目なく支援します。

また、いじめや不登校等の課題について適切に対応し、こども・若者の人権と命を守ります。

関連する計画

- ・ 姫路市SDGs未来都市計画
- ・ 姫路市教育振興基本計画
- ・ ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン
- ・ 姫路市消費者教育推進計画
- ・ ひめじ食育推進プラン
- ・ 姫路市人権教育及び啓発実施計画
- ・ 姫路市男女共同参画プラン

施策の内容

| 施策 | 内容 |
|--------------------|---|
| 1 就学前教育・保育の質の向上 | 保育士・保育教諭・幼稚園教諭に対する、事故防止・人権擁護（虐待予防）・マネジメント等の資質向上研修の実施や、教育・保育施設に対する指導監査・立入調査の実施等により、就学前教育・保育の質の向上を図ります。 また、「姫路市幼児教育共通カリキュラム」や「ひめじ保幼小連携教育カリキュラム」の活用促進、合同研修、交流活動の実施等により、就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。 |



| 施策 | | 内容 |
|----|----------------------------|--|
| 2 | 保育人材確保の取組 重点施策1 | <p>保育所・認定こども園の待機児童を解消し、就学前教育・保育の質を向上させるためには、保育士等の安定的な確保が不可欠です。そのため、市役所内に設置した「保育士・保育所支援センター」において、就職・再就職研修や就職相談、私立教育・保育施設へのあっせん等を行います。また、私立保育所等に勤務する保育士が長く働き続けられるよう、私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業や保育士等住居借り上げ支援事業、保育士等奨学金返済支援事業等を実施し、支援します。</p> <p>中学生や高校生等に対して保育士の魅力を発信する「未来の保育士応援プロジェクト」を実施し、保育を担う次世代の人材の育成に努めます。</p> <p>【重点施策1の内容】 保育所・認定こども園の待機児童を解消し、就学前教育・保育の質を向上させるため、保育士等の安定的な確保に向けた取組を推進します。</p> |
| 3 | こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくり | <p>学校において、令和2年度（2020年度）に実現した「1人1台端末」やデジタルコンテンツ等を活用した「個別最適な学び及び協働的な学び」の推進等、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた教育を推進するとともに、情報通信技術や外部人材を活用した校務・業務の効率化・適正化、メンタルヘルス対策など、教職員の働き方改革を進めることにより、教職員がこどもとじっくり向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図ります。</p> <p>また、学校評議員制度や学校運営協議会制度を活用し、保護者や地域住民の学校運営への参画を推進するとともに、地域ボランティアと連携し、補充学習や安全巡回等を行う等、こどもを地域全体で育む「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を推進します。</p> |
| 4 | 将来のための知識に関する教育や啓発 | <p>こども・若者が、社会の中で自立して生活していくために必要な知識を身に付けられるよう、消費者教育やキャリア教育等の充実を図ります。</p> |
| 5 | 健康・性に関する教育や普及啓発、相談支援 | <p>こども・若者が健康で安全な生活を送ることができるよう、学校体育・学校保健の充実や、食育の取組の推進を図ります。</p> <p>すべてのこども・若者が、健康や性に関する正しい知識と適切な意思決定や行動選択を得られるよう、学校園における性教育指導に加え、こどもの未来健康支援センター「みらいえ」における「親と子の性教育」や中学校での「思春期出前授業」等、ライフステージに応じた健康教育・性教育を実施します。</p> <p>また、「みらいえ」における思春期保健相談等、相談支援の充実を図ります。</p> |

| 施策 | | 内容 |
|----|-----------------------|---|
| 6 | ジェンダー平等の実現と性の多様性の理解増進 | <p>こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、男女共同参画社会を目指す教育や啓発活動を推進するとともに、性的指向やジェンダー・アイデンティティの多様性に関する理解の促進を図ります。</p> |
| 7 | いじめ防止・いじめ対応 | <p>いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼすものであり、決して許されるものではありません。いじめ防止教育を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、総合教育センターによる相談支援体制を整えます。</p> <p>また、学校サポート専門チーム（いじめ問題等支援チーム）の活用等により、個別の事案に適切に対応し、速やかで誠実な解決に努めます。</p> |
| 8 | 不登校のこどもへの支援 | <p>不登校の原因は様々であり、「不登校＝問題行動」ではないという認識を持った上で支援を行うことが重要です。</p> <p>すべてのこどもの教育を受ける機会を確保するため、不登校児童生徒支援員を配置し、校内サポートルームにおける学習支援や生活支援を行うとともに、適応教室等、学校以外の居場所の充実を図ります。また、こどもやその保護者への相談支援や、保護者同士の支え合いを支援します。</p> |
| 9 | 非行防止と自立支援 | <p>こども・若者の発達段階に応じた適切な生徒指導を行い、自主性や自立性、主体性を培うとともに、学校と警察が相互に連携し、こどもの非行防止と健全育成に努めます。また、関係機関や地域の連携のもと、地域住民による啓発活動等を通して、こども・若者の健全育成と非行防止の意識の高揚を図ります。</p> |



施策区分3 多様な遊びや体験の充実、居場所づくり

概要

多様な遊びや体験は、こども・若者のすこやかな成長の原点であり、言語や数量等の感覚、創造力や好奇心、自尊心、やり抜く力、折り合いをつける力など様々な能力を養うとともに、多様な動きを身に付け、健康を維持することにもつながります。

こども・若者が気軽に遊べる場所を確保するとともに、野外活動、文化活動、読書活動、ボランティア体験等、多様な体験の充実を図ります。

児童センター・児童館や青少年センターなど、こども・若者の居場所づくりに取り組みます。また、保護者が仕事等で家庭にいない小学生のこどもが、放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブの充実に取り組みます。

関連する計画

- ・ 姫路市一般廃棄物処理基本計画
- ・ 姫路市教育振興基本計画
- ・ 姫路市子ども読書活動推進計画
- ・ 姫路市市民活動・協働推進事業計画
- ・ 姫路市スポーツ推進計画
- ・ 姫路市都市計画マスタープラン

施策の内容

| 施策 | 内容 |
|--------------|---|
| 1 遊びや体験の場の充実 | <p>身近で気軽な遊び・集い・交流の場である公園やスポーツ広場、児童館・児童センター等において、こども・若者の自由な遊びの機会を確保します。</p> <p>自然学校等の多様な野外活動、地域の伝統文化に関する調べ学習や文化的体験活動の充実を図ります。また、野外活動センター、青少年キャンプ場における野外活動のほか、姉妹都市でのホームステイ体験、スポーツ体験、ボランティア体験、体験型環境学習など、こども・若者に多様な体験活動の機会を提供し、すこやかな育ちを支援します。</p> <p>図書館と公民館、学校等の関係施設が連携し、こども・若者の読書環境の整備を進めます。また、学校司書を各校に配置する等、学校図書館の充実を図るとともに、図書館と学校の協働体制を強化し、図書館司書やボランティアの学校訪問、団体貸出等を実施します。</p> |

| 施策 | | 内容 |
|----|-----------------------------|--|
| 2 | こども・若者の居場所づくり | <p>市内の児童館・児童センターにおいて、18歳未満のこどもたちに楽しい遊びと交流の場を提供するとともに、子育て親子の交流や育児相談等を行います。宿泊型児童館「星の子館」では、施設の特徴である「宿泊」「天体観測」「周辺の豊かな自然」を活かした遊びや体験の充実を図るとともに、近隣の姫路科学館や姫路市自然観察の森、そして兵庫県施設である兵庫県立こどもの館とも連携し、合同イベントの実施等を通して施設利用の拡大を図ります。児童館・児童センターのない校区については、児童厚生員が巡回する移動児童センター事業を実施し、こどもと保護者に遊びと交流の場を提供します。</p> <p>市内のこども食堂について、事業費の一部補助や市ホームページでの紹介など、運営に関する支援を行います。</p> <p>若者が自主的に多様な活動に取り組むとともに、活動を通じて交流を深める場として、青少年センターの活用を図ります。</p> |
| 3 | 放課後児童クラブの充実 重点施策2 | <p>こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブを運営します。また、クラブ運営の安定と質の向上を図るため、支援員等への研修の実施や、支援員の配置拡充・処遇改善等に取り組むとともに、民間活力の効果的な活用について検討を進めます。</p> <p>【重点施策2の内容】</p> <p>市立放課後児童クラブのサービスの質の向上及び支援員等の安定的な確保等を実現するため、令和6年度（2024年度）に実施したサウンディング調査の結果を踏まえ、民間活力の活用に向けた具体的な検討を進めます。</p> |

児童館・児童センター

児童館・児童センターは、18歳未満のこどもたちの地域の遊び場・子育て支援の拠点です。

姫路市内には、大型の宿泊型児童館「星の子館」のほか、9か所の児童センター、1か所の小型児童館があります。

児童館・児童センターでは、それぞれの地域のこどもたちに安全な遊び場を提供するとともに、地域の人たちと連携しながら、さまざまな子育て支援活動を実施しています。



基本目標2

安心して子どもを産み育てられる環境をととのえる

【特に関連するSDGsの目標】



施策区分1 妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援

概要

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。令和5年(2023年)4月に開設したこどもの未来健康支援センター「みらいえ」を中心に、子ども・若者が、性と生殖に関する正しい知識を身に付け、将来子どもを産み育てる準備として栄養管理を含めた健康管理を行えるよう、プレコンセプションケアの取組を進めるとともに、妊娠前から子育て期まで切れ目なく、不妊・不育症に悩む人への支援、健康管理、情報提供、伴走型相談支援、子育て支援サービスの提供等を行うことにより、保護者が不安や孤立感を抱くことなく、健康に、ゆとりを持って、楽しく妊娠・出産・子育てができるよう取り組みます。また、小児・周産期医療体制の確保に努めます。

令和6年(2024年)7月より開始した0歳から18歳までのこどもの医療費の無償化をはじめとして、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組みます。また、経済的負担の重い多子世帯に対する支援を行います。

関連する計画

- ・ 姫路市一般廃棄物処理基本計画
- ・ 姫路市教育振興基本計画
- ・ ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン
- ・ 姫路市住宅計画

こどもの未来健康支援センター「みらいえ」

こどもの未来健康支援センター「みらいえ」は、思春期から妊娠・出産、子育て期までを切れ目なく包括的に支援する施設です。

子育てや性教育に関する相談や講演会を実施するほか、施設内にはフリースペースやプレコンセプションケアに関する展示・絵本があります。



施策の内容

| 施策 | | 内容 |
|----|--------------------|---|
| 1 | 母子保健と小児・周産期医療体制の確保 | <p>こどもの未来健康支援センター「みらいえ」を中心に、プレコンセプションケアに関する啓発展示や、高校生・大学生を対象としたライフプランセミナーの実施など、様々な周知・啓発活動を行います。</p> <p>妊娠届出時の面接相談、妊産婦や乳幼児に対する定期的な健康診査、生後4か月までの家庭への全戸訪問（こんにち赤ちゃん事業）など、妊娠から出産、子育てまで切れ目なく、保健サービスの提供と保健師等による専門的な相談支援を行います。また、不妊・不育症に悩む人に対して、専門相談や検査費用の助成を行い、こどもを持ちたいという希望の実現を支援します。また、医療と保健が連携した「養育支援ネット」のシステムを活用し、未熟児や虐待ハイリスクなど、養育上支援を必要とする妊婦や乳幼児家庭を早期に把握し、支援につなげます。</p> <p>市内の小児・周産期救急医療の維持・充実を図るとともに、休日や夜間におけるこどもの急病に対応できる体制を確保します。</p> |
| 2 | 産前産後の家事・育児等への支援 | <p>産科医療機関や助産所で産後ケア事業を実施し、出産後間もない母親の「からだ」と「こころ」のケアや乳児の育て方に関する相談支援を行うことにより、母子の生活を応援します。</p> <p>また、ファミリーサポートセンターによる産前産後の家事支援・育児補助や、週1回の可燃ごみ戸別収集等により、妊産婦の家事・育児負担の軽減を図ります。</p> |
| 3 | 地域子育て支援、家庭教育支援 | <p>わくわく広場や駅前すくすくひろば、のびのび広場みらいえ等の地域子育て支援拠点や、幼稚園、保育所、認定こども園のふれあい行事・園庭開放等により、地域の身近な場所で乳幼児と保護者同士の交流や子育ての場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談支援の充実を図ります。</p> <p>また、すこやかセンター3階の子育て情報相談室で、子育てに関する3か月間の体験学習「子育て学習センター」を実施したり、学校・幼稚園・認定こども園における子育て教室や全市民的な家庭教育講演会を実施するなど、より良い家庭教育が行われるよう支援します。</p> |
| 4 | 子育て支援情報の発信 | <p>市の子育て関連情報を一元化して発信する姫路市子育て応援サイト「わくわくチャイルド」や、子育てに関する情報を分かりやすく集約した「子育てガイドブック」の内容の充実を図ります。また、市の公式LINEアカウントや子育て応援アプリ「ひめっこ手帳」等を活用し、プッシュ型の積極的な情報発信を強化します。</p> |

| 施策 | | 内容 |
|----|----------------------------|---|
| 5 | デジタル技術を活用した子育て支援・教育サービスの提供 | 子育て応援アプリ「ひめっこ手帳」の配信、学習プラットフォームの構築等、「姫路版スマートシティ事業」の一環として実現するサービスをはじめとして、デジタル技術を活用した切れ目のない子育て支援や教育サービスの提供に取り組むことにより、こども・子育て世代のウェルビーイングの向上を図ります。 |
| 6 | 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 | 児童手当や妊婦支援給付金の支給に加え、0歳から18歳までのこどもについて、医療機関を受診した際の医療費の自己負担額を所得制限なしで全額助成する等、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。また、より経済的負担の重い多子世帯について、第3子以降を出産した方への出産祝の支給や、第3子以降の学校給食費の無償化等の支援を行います。 |

子育て支援情報の発信

姫路市では、子育て応援サイト「わくわくチャイルド」により、市の子育て関連情報を一元化して発信しています。

また、子育てに関する情報を分かりやすく集約した「子育てガイドブック」を作成し、母子健康手帳の交付時や乳幼児の健康診査時にお配りしています。



地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点は、児童センター・児童館、保育所・こども園、公民館など地域の身近な場所で、乳幼児とその保護者が交流できる場所です。

子育てについての情報提供や相談支援も行っています。



施策区分2 仕事と子育ての両立支援

概要

男性中心の長時間労働を前提とした働き方は根強く、家事や育児の負担は依然として女性に偏りがちです。家族が協力して子育てをし、それを地域社会全体で支える環境を整備するため、保育所・認定こども園や放課後児童クラブの待機児童対策を進めるとともに、保育所等における一時保育事業等の一時的な保育等関連サービスの充実を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスや共働き・共育てに関する周知・啓発を推進します。

関連する計画

- ・ 姫路市男女共同参画プラン

施策の内容

| 施策 | | 内容 |
|----|----------------------------------|--|
| 1 | 待機児童対策 | <p>本計画の別冊2で定める量の見込みを元に、必要な教育・保育の提供体制を確保するため、市立保育所・認定こども園の改修等整備や、民間事業者への助成等を行う等、待機児童の解消に努めます。また、保護者が教育・保育施設を利用できるよう、情報提供や相談支援を行います。</p> <p>放課後児童クラブにおける待機児童を解消するため、低学年の待機児童が発生しているクラブを優先して、余裕教室等の活用を進めるとともに、学校内での開設が困難な校区については民間事業者の公募を検討します。</p> |
| 2 | 一時的な保育等関連サービスの提供 重点施策3 | <p>保育所等における一時保育事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター等、家庭での保育等が一時的に困難となった場合等にこどもを一時的に預けられるサービスについて、利用者ニーズを踏まえて利便性の向上を図ります。</p> <p>また、月一定時間までの枠内で、就労条件を問わず柔軟に保育所などを利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について、保育所・認定こども園で試行的事業を実施する等、令和8年度（2026年度）からの本格実施に備えるほか、日曜日における保育等、新たな取組の導入についても検討を行います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【重点施策3の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、試行的事業を拡充し、令和8年度（2026年度）から本格的に事業を実施します。 ・ 休日保育（日曜日における一時保育）の実施に向けた調整を進めます。 </div> |
| 3 | ワーク・ライフ・バランス、共働き・共育ての推進 | <p>ワーク・ライフ・バランス推進のため、企業等に対する普及促進活動を行います。また、事業者や労働者に対して育児休業制度の普及啓発、家事・育児参画等に関する男性向けセミナーの開催等、夫婦がともに働き、ともに子育てをする「共働き・共育て」を推進します。</p> |

施策区分3 安全・安心に暮らせる環境の整備

概要

すべての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に立って、公共施設や鉄道駅、歩道等のバリアフリー化を図り、妊婦やこども連れの人にも安全・安心に移動できるまちづくりを推進します。また、子育て世帯への住宅支援を行います。

こどもが一生に残る傷を負ったり、命を失う事件や事故が後を絶たない中、すべてのこどもがすこやかに育つことができるよう、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保し、こどもの命を守る取組を推進します。

関連する計画

- ・ 姫路市教育振興基本計画
- ・ ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン
- ・ 姫路市交通安全計画
- ・ 姫路市地域福祉計画
- ・ 姫路市通学路交通安全プログラム
- ・ 姫路市バリアフリー基本構想
- ・ 姫路市人権教育及び啓発実施計画
- ・ 姫路市地域防災計画
- ・ 姫路市都市計画マスタープラン

施策の内容

| 施策 | | 内容 |
|----|------------------------|---|
| 1 | こども・若者、子育て世帯にやさしいまちづくり | <p>公共施設や鉄道駅等の生活関連施設、歩道等のバリアフリー化や無電柱化、ノンステップバスの普及促進等、すべての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。</p> <p>また、妊産婦が安心して外出できるよう、マタニティマークの普及に取り組みます。</p> |
| 2 | 犯罪、事故、災害等からこども・若者を守る取組 | <p>こども・若者が安全・安心に外出することができるよう、自治会における防犯灯や防犯カメラの設置、「こども見守り隊」等の安全確保に関する取組への支援を行います。また、学校施設や通学路の安全点検・安全対策、スクールヘルパー・スクールガードリーダーによる安全巡回等により、学校や登下校時のこどもの安全確保に努めます。</p> <p>こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自分や周りの人を守ることができるよう、防犯教室、交通安全教室等の安全教育や、ネットトラブル対策講座、薬物乱用防止教室等を実施します。また、乳幼児健診の機会を活用した保護者への指導やこどもの未来健康支援センターに設置の体験型「子どもの事故予防体験ひろば」の活用により、こどもの事故予防を図ります。</p> <p>犯罪被害を受けた人や、交通事故・災害によって遺児となった人に対して、見舞金や手当等を支給し、生活を支援します。</p> |

施策区分4 ひとり親世帯への支援

概要

令和5年度（2023年度）の市民アンケート調査によれば、本市のひとり親家庭の実に53.6%が、貧困の課題を抱えていると思われます。また、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすいと言われています。ひとり親世帯の子ども・若者、そして保護者の生活を守るためには、それぞれの世帯が抱える様々な課題や個別のニーズをくみ取り、支援につなげていく必要があります。

そこで、母子・父子自立支援員が、それぞれのひとり親世帯に寄り添った相談支援を行い、生活支援、経済的支援、養育費確保、就労支援等の最適な支援につなげることにより、ひとり親世帯の経済的自立や安定した生活の実現を図ります。

関連する計画

- ・ ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン
- ・ 姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画

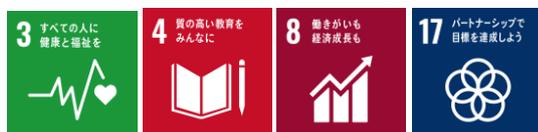
施策の内容

| 施策 | | 内容 |
|----|-----------|---|
| 1 | 相談支援と情報提供 | 母子・父子自立支援員が、当事者に寄り添った相談支援を行い、関係各所と連携しながら最適な支援につなげます。また、ひとり親家庭を支援する制度や相談窓口を一冊にまとめた「ひとり親家庭応援ハンドブック」や、市ホームページ「わくわくチャイルド」等、様々な媒体を活用し、支援に関する情報提供を行います。 |
| 2 | 生活支援 | 日常生活が困難なひとり親家庭に対して、家事や育児等の日常生活を支援します。また、ひとり親家庭のうち児童扶養手当全部受給世帯の子どもを対象に学習教室を実施し、学習習慣の習得や学習意欲の向上を図ります。 ひとり親世帯、とりわけ母子家庭が、適正な養育費を受けることができるよう、公正証書の作成など養育費の取り決めに要する費用等の助成や、養育費に関する弁護士の特設相談の実施、養育費に関する啓発等を行います。 |
| 3 | 経済的支援 | 低所得のひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給や、母子家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付等により、ひとり親世帯の経済的自立を支援します。 |
| 4 | 自立支援、就労支援 | 専門的就労相談員が、一人ひとりの自立に向けたプログラムを作成し、ハローワークと連携しながら、相談者の希望や適性に合った就職活動を支援します。 また、就職に有利な資格取得や職業能力の開発等を支援するための給付金を支給する等、就労状況の改善に向けた支援を推進します。 |

基本目標3

若者の生活を支え、未来への希望の実現を支援する

【特に関連するSDGsの目標】



施策区分1 若者の社会的・職業的自立への支援

概要

すべての若者が、心理的・社会的に発達し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自らの可能性を広げることができるよう、大学等の高等教育機関への修学を支援するとともに、様々な就労支援を行い、若者の夢や希望の実現と社会的・職業的な自立を推進します。

関連する計画

なし

施策の内容

| 施策 | 内容 |
|----------------|--|
| 1 高等教育の修学支援 | 若者が、その置かれた状況にかかわらず大学等に進学する機会を確保できるよう、経済的理由や家庭環境等により修学困難な若者に対して、各種奨学金の給付を行います。 |
| 2 若者の就労支援 | 「姫路しごと支援センター」における就業相談やキャリアカウンセリング、地元企業と学生のマッチング等、様々な方法で若者の就労を支援します。また、国の委託を受けてNPO法人が運営する「ひめじ若者サポートステーション」と連携し、働いたことのない若者や若年無業者（ニート）の人が一歩を踏み出すための支援を行う等、若者の社会的・職業的自立の支援に取り組みます。 |



施策区分2 出会い・結婚への支援と移住・定住の促進

概要

若者のライフスタイルや価値観は多様であり、家族の在り方や家族を取り巻く環境もまた多様であることから、若者に対し、特定の価値観を押し付けたり、無用なプレッシャーを与えたりすることは、決してあってはなりません。その上で、若者が主体的に、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、その希望がかなえられるよう、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。

また、地域経済の担い手を確保し、雇用と経済的基盤の安定を図るため、若者や子育て世帯の移住・定住を促進します。

関連する計画

なし

施策の内容

| 施策 | 内容 |
|----------------------------------|--|
| 1 ライフデザイン・出会い・結婚への支援 重点施策4 | <p>若者が自らの将来について考え、必要な知識や情報を学ぶ機会をつくるため、ライフプランニングに関する講義やワークショップを開催します。</p> <p>結婚を機に本市で新生活をスタートする新婚世帯に対して、住宅や引越に係る費用の補助を行います。また、結婚を希望する若者を支援するため、ひょうご出会いサポートセンターが運営する「はばタン会員」や姫路市と連携協定を締結した民間事業者のマッチングアプリの会費等に対する助成等、出会いの機会の創出に取り組みます。</p> <p>【重点施策4の内容】 中学生から若い世代の社会人までライフデザイン支援の裾野を広げ、ライフプランニングに関する講義やワークショップの開催に取り組みます。</p> |
| 2 移住・定住の促進 | <p>姫路市のブランドメッセージ・ロゴを活用したPRやポータルサイトの運営等により、本市の魅力を広く発信するほか、若者等に係る補助金を支給する等、若者や子育て世帯の移住・定住を促進します。</p> |

施策区分3 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援

概要

若者が、自らの価値観や生き方を確立しようとする中で、家族や友人、恋人のこと、学校や職場での生活のこと、進学や就職、将来のこと等、様々な不安や悩みを抱えることは、少なくありません。時には身動きがとれなくなり、ひきこもりの状態になることもあるでしょう。

悩みや不安を抱える若者、とりわけひきこもりの状態になった若者が、自らをいたずらに傷つけることなく、自らのペースで歩みを進められるよう、安心できる居場所を確保するとともに、若者やその家族が気軽に相談できる体制を整えます。

関連する計画

- ・ 姫路市地域福祉計画

施策の内容

| 施策 | | 内容 |
|----|----------------|--|
| 1 | ひきこもりの若者へのサポート | ひきこもりの若者を支援する拠点として、本人や家族が気軽に、のんびり利用できる居場所「ぷちたぷち」を設置するとともに、本人や家族、地域の支援者を対象としたフォーラムの開催や家族の学習会の実施等により、本人や家族を支援します。 |
| 2 | 気軽に相談できる体制の整備 | 総合福祉会館の「福祉つながる窓口」において、年齢や状況にかかわらず広く相談を受け、相談者と一緒に課題を整理し、適切な制度や支援につなげます。また、ひきこもりの問題に悩む家族を対象に「ひきこもり家族学習会」を開催し、ひきこもりについての理解を深め、家族同士の交流を図ります。 |

「ぷちたぷち」

「ぷちたぷち」は、ひきこもりの当事者がゆっくりと安心した時間を過ごしていただくための場所です。誰かとお話しされても、一人で好きな時間で過ごされても、ご家族等と一緒にでも大丈夫です。

開いている時間のいつ来ても、いつ帰っても大丈夫です。事前の申し込みも必要ありません。

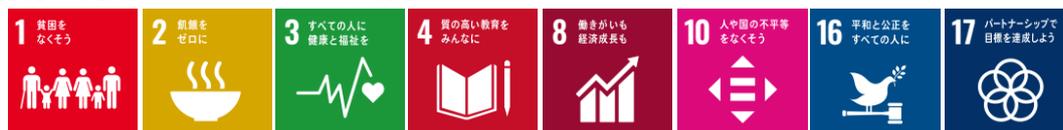


基本目標4

支援が必要な子ども・若者や家庭を支援する

施策区分1 児童虐待防止対策の推進

【特に関連するSDGsの目標】



概要

児童虐待は、こどもの生命に関わるだけでなく、こどもの心身に深刻な傷跡を残し、身体面・知的面での発達の遅れや情緒面の不安定さ、自己肯定感の低下等、様々な悪影響を及ぼすもので、どのような背景や思想信条があっても決して許されるものではありません。その一方で、あらゆる子育て世帯が児童虐待と無縁ではないことも認識する必要があります。

子育てに困難を感じる家庭や子ども自身のSOSを早期に把握し、支援していくため、子育て支援室において総合的な相談・支援を行うとともに、関係機関との連携のもと、児童虐待の早期発見に努めます。また、こどもの養育に困難のある家庭に対して養育のサポートを行います。

また、児童虐待防止に関する講演会や啓発キャンペーンを実施する等、周知・啓発に取り組みます。

関連する計画

- ・ ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン
- ・ 姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画

施策の内容

| 施策 | | 内容 |
|----|--------------|--|
| 1 | 関係機関の連携による支援 | すべての子どもとその家庭を対象とした、総合的な相談・支援の拠点である「子育て支援室」において、子育てに対する相談をはじめ、児童虐待の予防から自立支援までの継続的な支援を行うとともに、子育て支援室、兵庫県姫路子ども家庭センター（児童相談所）、警察、学校、保育所、子ども園等で構成される「姫路市要保護児童対策地域協議会」の活用等により、関係機関の連携による児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。 |

| 施策 | | 内容 |
|----|-----------------|--|
| 2 | 養育のサポート | こどもの養育に支援が必要な家庭に対し、ヘルパーを派遣する「子育て世帯訪問支援事業」や、相談員を派遣する「養育支援訪問事業」、家庭での養育が困難な場合等に児童養護施設等で一時的に養育を行う「子育て短期支援事業」の実施により、家庭での養育をサポートします。 |
| 3 | 児童虐待防止に関する普及・啓発 | 児童虐待防止推進月間である11月に、児童虐待に関する講演会の開催、ポスターやのぼり旗の掲示、広報ひめじ等により、普及・啓発に努めます。 |

施策区分2 ヤングケアラーへの支援

概要

ヤングケアラーとは、本来おとなが担うと想定されるような家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことであり、18歳未満のこどもだけでなく、30歳未満の（場合によっては40歳未満の）若者も含まれます。ケアが日常化・長時間化することにより、遊びや勉強、進学・就職の準備等の時間が失われたり、身体的・精神的に重い負担がかかる状態は、こども・若者のすこやかな成長や社会的自立の妨げとなります。

ヤングケアラーの問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげていきます。

関連する計画

- ・ 姫路市地域福祉計画

施策の内容

| 施策 | | 内容 |
|----|------------------|---|
| 1 | 多機関連携による支援 | 子育て支援室、兵庫県姫路こども家庭センター（児童相談所）、警察、学校、保育所、こども園等で構成される姫路市要保護児童対策地域協議会や、重層的支援のための支援会議の活用等により、関係機関の連携のもと、ヤングケアラーを早期発見・把握するとともに、適切な支援につなげます。 |
| 2 | 家事・育児の支援 | ヤングケアラーの身体的・精神的負担の軽減を図るため、ヤングケアラーのいる家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児支援を行います。 |
| 3 | ヤングケアラーに関する周知・啓発 | 身近にいるおとながヤングケアラーのことを正しく知り、日常の何気ない声かけや見守り等から始めることが支援の糸口となるため、幅広く周知・啓発に取り組みます。 |

ヤングケアラーとは？

“本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者” のこと。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁ヤングケアラー特設サイト
<https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/>



家事や家族の世話をしている子どもの中には、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負い、誰にも相談できずに辛い思いをしている子どもがいるかもしれません。また、家事や世話をしていない場合でも、家族への気づかいから、色々なことを我慢していたり、将来に不安を抱えている子どもがいるかもしれません。姫路市には、ヤングケアラーに関するさまざまな相談窓口があります。お気づきのことがあれば、ぜひご相談ください。

<姫路市公式ウェブサイト「ヤングケアラー」>
<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000019996.html>



施策区分3 こども・若者の貧困対策

概要

令和5年度（2023年度）の市民アンケート調査によれば、本市における貧困の課題を抱えると思われる世帯の割合は10.4%、ひとり親家庭においては53.6%にのぼります。今この瞬間にも、生まれ育った家庭や様々な事情から貧困の状態となり、すこやかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されず、権利が侵害された状況で生きているこども・若者がいます。こども・若者の貧困と、その次世代への連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を各家庭だけの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

そこで、すべてのこども・若者が、生まれ育った環境にかかわらず、夢や希望を持って生きることができるよう、教育の支援、生活の安定のための支援、保護者の就労の支援など、様々な観点から、関係機関の連携のもと、こども・若者の貧困対策に取り組みます。

関連する計画

- ・ 姫路市教育振興基本計画
- ・ 姫路市住宅計画
- ・ 姫路市地域福祉計画

施策の内容

| 施策 | | 内容 |
|----|-------------|--|
| 1 | 教育の支援 | <p>生活が困窮しているこどもに対して就学援助費を支給する等、教育費負担の軽減を図るとともに、低学力・低学歴による貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯や低所得のひとり親世帯のこどもを対象とした学習支援を実施します。また、令和5年（2023年）4月に開校した夜間中学校「あかつき中学校」において、様々な事情により十分な教育を受けられなかった人を受け入れ、義務教育を受ける権利の保障を図ります。</p> <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による学校の相談体制をととのえるとともに、要保護児童対策地域協議会の活用等により、教育・福祉等関係機関が連携し、貧困世帯の把握と困りごとの解決を図ります。</p> |
| 2 | 生活の安定のための支援 | <p>健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護費の給付や、住宅確保に関する支援等、経済的に困窮する世帯の生活を安定させるための支援に取り組みます。また、市内のこども食堂に対する支援やNPO法人と連携したフードドライブの実施等により、経済的に困窮する世帯のこどもや保護者の食事に関する選択肢を増やします。</p> |

| 施策 | | 内容 |
|----|-----------|---|
| 3 | 保護者の就労の支援 | <p>経済的に困窮する世帯の就労と自立を支援するため、「くらしと仕事の相談窓口」において、本人の意思を尊重した自立支援プランを作成し、解決に向けて伴走型支援を実施します。また、ハローワークやひめじ若者サポートステーションと連携した就労支援や就労先とのマッチングに加え、セミナーやしごと体験等による就労準備支援、就職のための住居確保の支援、家計改善のための支援等、生活の改善・自立に向けた様々な支援を行います。</p> <p>ひとり親に対して、専門の就労相談員が、相談者の希望や適性に応じた就職活動を支援します。</p> |

施策区分4 障害や発達に特性のあるこども・若者、医療的ケア児等への支援

概要

平成26年（2014年）に批准した「障害者の権利に関する条約」は、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者が社会に参加し、包容されることを促進することを旨として、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

条約やこども基本法の趣旨を踏まえ、障害のあるこども・若者や発達に特性のあるこども・若者について、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要するこどもと他のこどもと一緒に保育・教育を受けることのできるインクルーシブな保育・教育体制を推進します。また、就労に向けた支援を行います。

慢性疾病や難病を抱え、その治療が長期間にわたることにより、身体面、精神面、経済面で困難な状況に置かれているこどもやその家族を支援するため、医療費等の助成や相談支援を行います。

関連する計画

- ・ 姫路市教育振興基本計画
- ・ 姫路市障害福祉推進計画
- ・ ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン

施策の内容

| | 施策 | 内容 |
|---|----------------------------------|--|
| 1 | それぞれの特性や状況に応じた支援 重点施策5 | <p>障害のあるこども・若者や医療的ケア児を支援するため、それぞれの特性や状況に応じて、居宅介護、放課後等デイサービス等の通所支援、療養生活の支援を行います。</p> <p>「総合福祉通園センター・ルネス花北」において、適切な発達支援と子育て支援の充実を図るとともに、発達においてサポートの必要なこどもや家庭の相談対応等、教育・福祉・医療が連携して支援を行います。また、気付きの段階から適切な支援につながる体制を新たにこどもの未来健康支援センター内に整えます。</p> <p>市立特別支援学校「書写養護学校」において、安全・安心な学校生活を送れるよう支援するとともに、社会的自立につながる教育の充実を図ります。</p> <p>【重点施策5の内容】</p> <p>就学前のこどもの発達に関するワンストップ相談窓口をこどもの未来健康支援センター内に整備し、総合福祉通園センター・ルネス花北、総合教育センター等と連携し、分かりやすく利用しやすい発達相談支援の体制づくりを進めます。</p> |
| 2 | インクルーシブな育成支援 | <p>保育所・認定こども園や放課後児童クラブにおいて、障害のあるこどもを受け入れるため、職員の加配や研修の充実を図ります。また、インクルーシブ教育を推進するため、市立学校園に特別支援教育支援員等を配置し、一人ひとりのこどもの実態に応じた学習支援や生活介助を行います。</p> <p>保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、市立学校園において、看護師を配置する等、医療的ケア児が安心して過ごし、学べる体制を整えます。</p> |
| 3 | 就労に向けた支援 | <p>「職業自立センターひめじ」を中心に、関係機関の連携のもと、就職の準備段階から職場定着までの支援を行います。また、障害のある若者一人ひとりに応じた進路選択を支援します。</p> |
| 4 | 小児慢性特定疾病・難病患者への支援 | <p>小児慢性特定疾病や難病のこどもとその家族に対して、医療費の助成や療養生活の支援を行います。また、訪問、電話、来所など様々な方法で療養生活に関する相談を行うとともに、療養生活における相談窓口や支援制度をまとめたガイドブックを作成・配布する等、悩みや不安に寄り添った支援に努めます。</p> |

施策区分5 在留外国人の子ども・若者や海外から帰国した子どもへの支援

概要

子ども基本法が対象とする「子ども・若者」には、日本で生まれ育った日本国籍の子ども・若者だけではなく、在留外国人の子ども・若者や、海外から帰国した子どもも含まれていることは、言うまでもありません。

そこで、在留外国人の子ども・若者等、特に日本語の使用に支障のある子ども・若者について、学校や保育所、認定子ども園、放課後児童クラブでの受入れの促進を図るとともに、若者への就労支援を行います。

関連する計画

- ・ 姫路市教育振興基本計画
- ・ 姫路市国際化推進プラン
- ・ 姫路市人権教育及び啓発実施計画

施策の内容

| 施策 | | 内容 |
|----|--------------|--|
| 1 | 子育て・教育に関する支援 | 保育所・認定子ども園、放課後児童クラブにおいて、必要に応じて配布文書の多言語化を行うとともに、保育所・認定子ども園に通訳を派遣する等、日本語の不自由な保護者も安心して施設を利用できるよう努めます。 学校園については、日本語指導の充実、バイリンガル支援員等の派遣など、受入れ体制の整備を進めます。また、市立夜間中学校「あかつき中学校」において、義務教育を受ける機会を保障するとともに、教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図ります。 |
| 2 | 就労に関する支援 | 市役所内の「外国人相談センター」において、在留外国人の若者や保護者等に対して、ハローワーク求人情報等就労に必要な情報を提供するとともに、相談員がそれぞれの母語に応じたサポートを行います。 |

施策区分6 こども・若者の自殺対策

概要

小中高生における自殺者数は全国的に増加傾向にあります。まだ人生の入口にいるこども・若者が命を自ら断つことほど痛ましいことはなく、誰も自殺に追い込まれることのないよう取り組む必要があります。

そこで、相談支援体制の充実や自殺予防に関する教育や周知・啓発の推進等、こども・若者の自殺対策を推進します。

関連する計画

- ・ 姫路市教育振興基本計画
- ・ ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン
- ・ 姫路市地域福祉計画

施策の内容

| 施策 | | 内容 |
|----|------------------|---|
| 1 | 相談支援体制の充実 | 学校におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、総合福祉会館の「福祉つながる窓口」等の相談窓口の体制強化や周知の推進により、問題や悩みを抱えたこども・若者やその家族が相談しやすい体制づくりを進めます。 また、関係機関のネットワークを強化し、地域における相談支援や見守り、地域づくり等を推進します。 |
| 2 | 自殺予防に関する教育や周知・啓発 | SOSの出し方や受け止め方に関する自殺予防教育を推進するとともに、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発事業など、こころの健康づくりや自殺予防に関する周知・啓発を行います。 また、問題や悩みを抱えたこども・若者が孤立しないよう、身近な人の悩みやSOSに気付き、見守ることのできるゲートキーパーの育成に努めます。 |



基本目標5

こども・若者や子育て世帯の声を聴き、みんなで一緒に取り組む

【特に関連するSDGsの目標】



施策区分1 こども・若者や子育て世帯の意見反映

概要

こどもの権利条約は、基本的な考え方の一つとして、こどもが自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮することを掲げています。こども基本法においても、こどもが意見を表明する権利（意見表明権）と意見の尊重は基本理念とされており、また、こども施策を策定したり実施したりする際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映させることが、地方公共団体に義務付けられています。

「自分の意見がきちんと受け止められた」、「自分の意見が社会を変えた」という経験は、こども・若者にとって大きな成長の糧となるでしょう。そして何より、こども・若者や子育て世帯の声を聴くことは、ニーズを的確にとらえ、施策の実効性を高めるために不可欠です。

そこで、こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めるとともに、こども・若者の意見形成・表明に関する支援を行います。また、こども・若者の意見表明権を市全体で保障するため、周知・啓発を推進します。

関連する計画

なし

施策の内容

| 施策 | 内容 |
|---|---|
| 1 こども・若者や子育て世帯の意見を聴く取組 重点施策6 | <p>市議会議員との意見交換を通して市政や議会活動への関心と理解を深める「高校生と姫路市議会との座談会」や、市政に関して高校生の意見・提案を聴く「高校生モニター制度」等、こども・若者の声を聴く現行の取組を継続するとともに、こども・若者の意見を聴き、施策に反映させるための新たな場として、「姫路市こども・若者会議（仮称）」を実施します。</p> <p>また、より多くのこども・若者や子育て世帯の声を聴く方策について検討するとともに、声をあげにくいこども・若者から意見を聴く手法についても検討を進めます。</p> <p>【重点施策6の内容】 こども・若者の意見を聴き、施策に反映させるための新たな場として、「姫路市こども・若者会議（仮称）」を実施します。</p> |
| 2 こども・若者の意見形成・表明に関する支援 | <p>市の特設ウェブサイト「ひめじキッズページ」をはじめとして、こども・若者の意見形成・表明のきっかけとなるような情報を分かりやすく提供します。また、こども・若者の意見表明を支援するファシリテーターの育成に努めます。</p> |
| 3 こども・若者の意見表明権に関する周知・啓発 | <p>本計画やこども基本法、こどもの権利条約に関する周知・啓発と併せて、こどもの意見表明権の意義について、様々な媒体を活用して周知・啓発を行います。</p> |

